

公共施設への太陽光発電設備導入に係る
サウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

福島市（以下「本市」という）は、令和3年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和32年度には温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。

現在、ゼロカーボンシティの実現に資する施策のひとつとして本市が所有する施設への太陽光発電設備の導入を検討しています。そこで、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウを生かした提案を募集し、PPAをはじめとする有効な導入手法を検討するため、直接対話（サウンディング型市場調査）を実施します。

2 対象施設

- ・対象施設は、別紙1のとおり。
- ・対象施設における太陽光発電設備が設置可能な場所は、屋根又は駐車場とします。
なお、駐車場に設置する場合には、カーポート型の太陽光発電設備に限ります。

3 スケジュール

実施要領等の公表	令和5年9月4日（月）
サウンディングの参加申込	令和5年9月4日（月）～ 令和5年9月22日（金）
サウンディングの実施日時 及び場所の連絡	令和5年9月25日（月）～ 令和5年9月29日（金）
提出書類の提出期限	令和5年9月27日（水）
サウンディングの実施	令和5年10月2日（月）～ 令和5年10月13日（金）
実施結果概要の公表	令和5年10月下旬公表予定

4 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

PPA事業者又はPPA事業を行う予定の事業者で、次に掲げる全ての要件に該当する者

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②市税等の滞納がない者であること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続

開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

④破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑤参加申込書提出時点で、本市から競争入札参加停止を受けていないこと。

⑥次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(2) サウンディングの項目

①太陽光発電設備導入事業(PPA)の公募があった場合について

ア 参加する条件について

イ 必要な情報について

②候補施設における事業スキーム(PPA)について

ア 単価及び電気料金単価について

イ 太陽光発電設備の管理方法について

ウ 太陽光発電設備の施工方法について

エ 事業実施に必要な期間について

オ 不測の事態により電力が供給できなくなった場合の対応について

カ 活用を見込む交付金・補助制度について

キ PPA以外の手法による導入可能性について

ク その他、考えられるアイデア、ノウハウ、リスクなどについて

③この事業の市場性や施設運営上の課題、今後の公募に関連する事項、市へ希望する配慮

等について

5 サウンディングの手続き

(1) サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込（事業者名）】として、電子メールにより提出してください。

①申込受付期間

令和5年9月4日（月）～令和5年9月22日（金）午後5時まで

②申込先

7 問い合わせ先のとおり

(2) サウンディングの実施日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申し込みのあった事業者の担当者あてに、令和5年9月29日（金）までに、実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。

(3) 提出書類の提出

サウンディングへ参加される事業者は、提案書（様式2）に必要事項を記入のうえ、件名を【提案書の提出（事業者名）】として送付してください。

その他、必要に応じて、補足資料（イメージパース、配置図等）も提出してください。

①提出期限

令和5年9月27日（水）午後5時まで

②申込先

7 問い合わせ先のとおり

(4) サウンディングの実施

①実施期間

令和5年10月2日（月）～ 令和5年10月13日（金）

②所要時間

30分～1時間程度

③場所

福島市役所内又はオンライン

④その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

(5) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果については、概要の公表を予定しております。なお、参加事

業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加は、今後の事業者公募時等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディング調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会も含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

7 問い合わせ先

福島市役所 環境部 環境課 温暖化対策推進係

住 所：福島県福島市五老内町3番1号

担当者：佐久間・吾妻

電 話：024-525-3742 F A X：024-563-7290

メールアドレス：kankyoun@mail.city.fukushima.fukushima.jp